甘楽町広報

昭和40年12月15日　（毎月15日発行）　第73号【1頁】

12月の納税

1. 町県民税　第4期

年末なので納期限は25日です。
早めに完納して、すつきりした気持で越年しましよう

12月1日の人口と世帯

世帯数	2,712戸
男	6,866
女	7,210
計	14,076

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番
編集　総務財政課　企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社
1部　金3円

ことしの税は年内に

完納して明るい正月を……

いよいよ師走の月にはいりました。この月は、一年の総決算の月にあたります。あまり押しつまらないうちに、新しい年を迎える準備をととのえたいものです。

私たちの家庭のならわしでは、年末には借り物などはきれいに返還して、さつぱりした気持ちでお正月を迎える、ということが常識とされています。そこで、ことしの税などで、未納がありましたらぜひ、年内に納入して、さつぱりした気持ちで、新しい年を迎えましよう。

納税については、日ごろからみなさんのご協力をいただいて、毎年納税成績は向上しています。

道路や橋をつくつたり、学校を整備したり、産業の振興をはかつたりする明るい町づくりも、やはり基本となるのは財政です。

私たちが、それぞれの力に応じ、公平に費用を分担しあえば、いろいろの町の建設がはかれ、私たちの町もそれだけ住みよくなつてゆきます。

しかし、納税がおくれたりすれば、町は借金をしたり、仕事がおくれたりして、たいへん残念なことになります。

ことしの税は、ぜひ年内に納めて、さつぱりした気持ちで、新しい年を迎えるようみなさんのご協力をおねがいします。

民生委員決まる

十二月一日付で民生委員（児童委員をかねる）二十七人が決まり、今後三カ年間にわたつて、住民福祉のために活躍してくださることになりました。氏名は次のとおりです

住所	氏名	年令	経歴
小幡	有賀　富子	53	新
小幡	松浦　久男	61	再
小幡	高山　ふじ	62	〃
小幡	河原　きく	61	〃
上野	土屋伝次郎	64	再
松井	ちか	60	〃
国峰	中島　秀雄	67	〃
善慶寺	丸沢寅之助	51	〃
善慶寺	松浦　まや	63	新
秋畑	新井吉五郎	47	〃
秋畑	増田　安重	62	〃
秋畑	新井　チヨ	54	〃
秋畑	浅香　ふで	57	新
秋畑	秋山　賞平	55	再
秋畑	飯野　よし	55	〃
森	上野　ちか	60	再
国峰	中島　秀雄	67	〃
善慶寺	丸沢寅之助	51	〃
善慶寺	松浦　まや	63	新
秋畑	新井吉五郎	47	〃
秋畑	増田　安重	62	〃
秋畑	新井　チヨ	54	〃
秋畑	浅香　ふで	57	新
秋畑	秋山　賞平	55	再
秋畑	飯野　よし	55	〃

酒飲み運転をなくそう

年末年始の交通事故防止運動

県内における交通事故は、いくらか減少していますが、死亡事故はいぜんとして増加しており、なかでも酒飲み運転による悲惨な事故はあとをたたない現状です。

しかも、これから正月にかけて酒を飲む機会が多くなることから、富岡警察署や町の交通対策協議会などでは、十二月一日から来年一月三十一日まで「年末・年始の交通事故防止強化運動」を展開しております。

この運動では、年末のあわただしさ、忘年会、あるいは新年宴会等のため、無理な運転をしたり、酒をのんで運転する機会が多く、これらが原因となつて大きな事故をひき起す例が多いところから、次のことがらを守るよう、よびかけています。

①酒飲み運転をしない。
②酒飲み運転をさせない。
③運転者に酒をすすめない
④無理な追い越し、暴走運転をしない。
⑤歩行者、自転車の正しい通行を行なう。

とくにこのなかでも、酒のみ運転の絶滅のために、バイクや自動車を運転するときは量の多少にかかわらず、酒類は絶対に飲まないで、酒類が出ると予想されるところへ行くときは、はじめからバイクや自動車を運転して行かないように気をつけたいものです

もし、出先で酒類を飲んだときは、タクシーなどで帰るなど、酒飲みによる悲惨な事故だけはなくすよう、みんなで注意しましよう。

寒い時期の安全運転

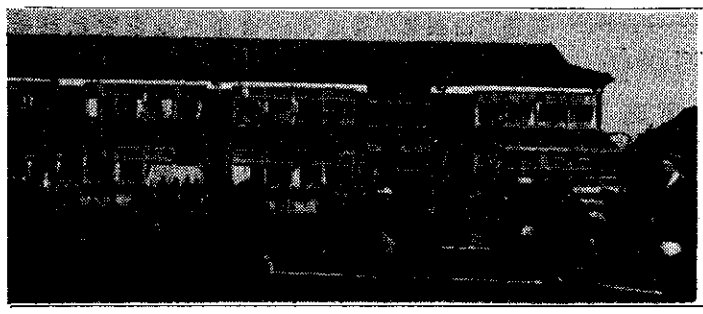

秋季消防点検終わる

恒例の秋季消防点検は、十一月二十八日に小幡小学校に県地方課長らの指導官、ならびに町内外の多数の来賓を迎えて、盛大に行なわれました

町内十個分団と役場の消防援助隊が参加して、小隊訓練などをひろうして、消防団にたいする信頼力を高めました

ところで、火災は例年増加の傾向にあり、全国的には、昨年中には四万九千余件の火事を出し、実に五三〇億円にのぼる財産を失なつたほか、九四〇人の死者と、九千人余の負傷者を出しています。

さいわい当町では、ことしにはいつて、まだ火災は発生していません。このことは、「注意をおこたらなければ、火事は防げる。」ということですので、ことしこそ不幸の火災がおきないよう、みんなでこころを合わせて「火の用心」に気をつけると同時にもう一度「家庭の消防計画」について話し合つて、大事のときにそなえましよう。

写真はそのようす

裁判費用がなく困っている人

立替え制度がある

正しい権利を主張したい。でも金がなくて…。このような方へ、裁判費用を立て替えたり、免除する制度が、群馬弁護士会の中にあります。

この申込方法などくわしいことの相談は、前橋地方法務局または支局、もしくは地元の人権擁護委員が取扱つておりますから、おきがるにご相談ください。

なお、当町の人権擁護委員は、次の四名です。

堀口正雄さん（小幡）
高橋健治さん（金井）
近藤祐三さん（福島）
増田安重さん（秋畑）

国税の口座振替納付できる

預金口座から、振替納税ができる方法が新しくできました。この納付方法は、たいへん便利で、納税のための手数と時間がはぶけ、納期限の心づかいがなくなります。ぜひ利用してください。

◎利用できる方は

金融機関（普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合）に預金口座（納税準備預金、普通預金、当座預金等いずれの口座）を、お持ちの方なら、どなたでも利用できます。

◎利用できる税目、納期は

一般的には、申告所得税一期二期分ですが、法人税の中間分、延滞分についても利用できます。

◎納税の方法は

申込みになりますと、税務署では、納付書をあなたの指定された金融機関へ直接送付し、納期限に預金口座から自動的に振り替えられ、納税がすみます。

税金の領収証書は、振替え後、金融機関から適宜の方法で、お渡しすることになつています。

◎申込みの方法は

振替納税を希望する税目、納期等を記載した「現金口座振替依頼書」を金融機関へ「納付書送付依頼書」を税務署に提出されるだけで、簡単に手続きがすみます。

この方法についてくわしく知りたい方は、金融機関または、税務署におたずねください。

県功労者に森平さん

長年の農林功績認められ

県の功労者として、森平斗策（天引・七〇）さんが十一月二十三日、県知事から表彰されました。

これは、まい年、地方自治、教育文化、社会福祉、衛生、農林、商工及び土木事業等の分野で長年つくした人たちで、広く県民の模範とすべき功労者に、県からおくられるものです。

今回は二十一人の人たちが表彰され、森平さんは「農林」の分野で、長年の功績が認められたものです。

森平さんは、町の有功者で、三十八才の若さで新屋村会議員になつたのをはじめ、現在の農協の前身である「産業組合」の専務理事として活躍、その後農協組合長、新屋村長を三期・同農業委員などを歴任。合併後は当町の農業委員会長を六年つとめられるなど、その深い識見と政治力は甘楽町誕生と発展に大きな力となり、いまも多くの人たちから、尊敬をあつめられています。

宇佐美さん知事表彰

母子家庭の模範として

大字小幡の宇佐美クメさん（五十五）は、十二月二十六日、前橋市群馬会館で行なわれた「母子家庭を明るくする県民大会」で「母子家庭の模範」として、県知事から表彰されました。

宇佐美さんは十四年前、洋服仕立て業を営んでいた夫を病気でなくしてから、当時九才の長男を頭に、五人の子どもと夫の父母をかかえて、衣類の行商などをして一家の暮らしをささえてきたもので、いまでは長男は高校卒業後会社員、二女は群馬大学三年に在学するなど、みんなそれぞれりつぱに成長させたものでこの間の文字どおり「苦節十四年間」の努力が認められたわけです。

中島さん検察審査会の審査員に

検察審査会は、高崎の裁判所の中にあります。察査会は十一人の検察審査員からなり立つており、その審査員は、衆議院議員の選挙権を有する人たちのうちから、「くじ」で選ばれます。したがつて、男女を問わず、任期は六カ月です。このたび、この審査員に、大字国峯の中島良江さん（三十一才）が選ばれました

検察審査会は、窃盗とか、詐欺とか、いろいろの犯罪で被害を受けた人が、警察や検察庁に訴え出たが検察官が裁判にかけてくれない、どうも納得がゆかない、という場合に、こうした人からの申し出を受けて、その事件の真相をよく調査し、裁判にかけなかつたことが正しいかどうかを判断し、場合によつては、その事件を裁判にかけるよう、検事正（地方検察庁の長官）に申し入れます。

また検察審査会は、検察庁の仕事のやりかた全体にわたつて改善すべき点があれば、検事正に勧告することができます。

心配ごと相談は・・・

心配ごと相談所は、毎月3日（午後1時から午後4時）に役場と各出張所で行なわれます。

この相談所は、民生委員が相談員で「よろず相談所」として単に経済的な問題に限らず、広く生活万般の心配ごと、悩みごとを扱うことをたてまえとし、秘密はかたく守られます。

お気がるに、ご相談においでください。

・・・毎月3日です

年末年始のお買物は

年末年始のお買物は、町内の商店でいたしましよう。

また、タバコも町内で買い、そのときに「青い鳥マツチ」（5円）も、わすれずに買つてください。
（サービスマツチはあげないことになつています）

このマツチの代金の一部は子ども病院等の建設資金として寄附されます。

・・・町内の商店で